

西興部村バイオガスプラント再生敷料製造施設他整備工事

発注仕様書

西興部村

1. 本書の位置付け

本発注仕様書は、「西興部村再生敷料生産及び余剰バイオガス有効活用設備工事」（以下「本工事」という。）において西興部村（以下「村」という。）が要求する施設整備の仕様等を示すものである。

また本発注仕様書は、村が本工事の設計及び施工者（以下「落札者」という。）を選定するための設計・施工一括発注方式一般競争入札を実施するにあたり交付するもので、基本事項を次に示す。

- (1) 本発注仕様書は、原則として村が本工事に求める施設の具備すべき機能・性能を規定するものである。
- (2) 施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、落札者が本仕様書の内容を満たすように設計及び施工を行うものとする。
- (3) 本発注仕様書において具体的な仕様などを規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に村との協議によって確定する。

2. 本工事の範囲

- (1) 本工事の設計・監理業務
 - ・ 既存プラント施設設備との接続や関連性を含めた本工事に係る設計及び監理業務を行うものとする。
 - ・ 建築確認申請、その他必要に応じて許認可等の申請、各種届出を行うものとする。
 - ・ 本工事は農水省の補助制度を利用することから、工事着手前に設計図書を北海道知事に提出するため、設計図書が完成次第、発注者に提出すること。
- (2) 本工事の施工業務
 - ・ 既存プラント施設設備との接続や関連性を含めた本工事に係る施工業務を行うものとする。
 - ・ 工事施工にあたっては、必要に応じて許認可等の申請、各種届出を行うものとする。
 - ・ 本工事は農水省の補助制度を利用することから、発注者の求めに応じて実績報告等で必要となる書類の作成を行うこと。

3. 本工事のスケジュール

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 実施設計業務 | 請負契約日の翌日 ～ 令和4年7月中旬頃 |
| (2) 工事施工業務 | 令和4年7月実施設計完了後 ～ 令和5年1月末 |
| (3) 試験稼働 | 令和5年1月～2月末 |
| (4) 工事目的物引渡し | 令和5年2月末 |
| (5) 本格稼働運転指導 | 令和5年2月～3月末 |

4. 本工事の概要

- (1) 工事場所
紋別郡西興部村字東興333番地、字東興334番地
西興部村バイオガスプラント敷地内
※地盤状況資料については村より提供
- (2) 都市計画
なし（都市計画区域外）

(3) 整備する施設設備

施設設備名称	規格・仕様等	数量	
再生敷料生産施設			
敷料製造装置	BBP400 10m ³ /日又はEYS BC14 10m ³ /日と同等品 基礎、設置費、コンベアー、必要に応じてコンテナ・階段	1 式	
糞尿配管設備	配管材料、配管手間	1 式	
機械設備	機械材料、機械設置手間	1 式	
電気設備	電気材料、施工手間	1 式	
余剰バイオガス有効活用設備			
造成工		1 式	
管路土工		1 式	
給水工		1 式	
発電機	BP25D2Z-TFJG 停電時対応機 2基	1 式	
貯湯タンク	タンク本体	有効容量 = 22m ³ 程度	1 式
	加温ヒーター	本体、接続加工費	1 式
	基礎、上屋		1 式
温水循環ポンプ	200L/min 既存発酵槽熱源系統 貯湯タンク～熱交換器用	1 式	
	190L/min ハウスファンコイル循環用	1 式	
	100L/min 発電機 1～熱交換器用	1 式	
	100L/min 発電機 2～熱交換器用	1 式	
	100L/min 既存発酵槽熱源～熱交換器用	1 式	
熱交換機	発電機エンジン系統	1 式	
	既存発酵槽熱源系統	1 式	
ガスブースター	28m ³ /h 0.4kw	1 式	
脱硫装置	酸化鉄850kg	1 式	
電気設備	発電機～各整備機器	1 式	
分電盤設置		1 式	
配管工		1 式	
キュービクル		1 式	
基礎工事等		1 式	
その他 試運転調整費		1 式	

5. 業務に関する仕様

(1) 基本的事項

- ・ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」 「建築物解体工事共通仕様書・同解説」 「建築工事監理指針」 「電気設備工事監理指針」 「機械設備工事監理指針」 を準拠して本工事を行うものとする。
- ・ 落札者は、発注仕様書を基に実施設計、工事施工、工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保プロセスを適切に計画し、実行・管理すること。

(2) 共通事項

- ・ 工程表の作成
落札者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工、試験稼働、運転指導）を村監督員に提出すること。
- ・ 体制表の作成
落札者は、契約締結後速やかに現場代理人、設計管理技術者、監理技術者を定めた体制表を村監督員に提出すること。

- ・ 打合せ及び記録と報告

落札者は、村監督員及びその他関係機関と協議及び打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。

- ・ 守秘義務及び個人情報の保護

落札者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報を保護しなければならない。

- ・ 安全等の確保

落札者は、本工事の実施に際しては、関係者だけでなく、施設を利用する者、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。

- ・ 関係機関への手続

落札者は、村が行う関係機関への手続等に協力しなければならない。

- ・ 完成図等の作成

落札者は、完成図等を作成することとし、あわせて不可視部分の施工記録も提出すること。提出方法は、電子納品の他、紙面を納品すること。

完成図等のうち完成写真については、デジタルデータ、工所用アルバムを提出すること。

(3) 設計業務に関する仕様

- ・ 設計条件等の整理

設計者は、発注仕様書に基づく設計条件等を、村監督員と協議のうえ整理すること。

- ・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

設計者は、設計に必要な範囲で、計画に関する法令及び条例等の条件を調査し、村監督員に報告するとともに、確認申請等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、村監督員に報告すること。

- ・ 実施設計方針の策定

設計者は、建築、構造、電気設備、機械設備及び土木工事の実実施設計方針について総合的に検討すること。

- ・ 実施設計図書の作成

設計者は、実施設計方針に基づき、村監督員と協議のうえ、技術的な検討などを行い、実施設計図書を作成すること。（原図 A 3 版 1 部及び見開き A 3 版製本 5 部作成）

なお、実施設計図書の作成においては、村監督員と協議を行い施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。

- ・ 詳細内訳書の作成

落札者は、本体工事について実施設計図書に基づき詳細内訳書を作成し、本体工事着工までに村監督員に提出し確認を受けること。

(4) 工事施工業務に関する仕様

- ・ 施工計画書等の作成

施工者は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書を作成し、村監督員の承諾を得ること。

- ・ 施工業務

施工者は、施工業務に関する工程表を適切な時期に村監督員に提出すること。

施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等の各種図面を作成すること。

施工者は、仮設計画図を作成すること。

施工者は、工事状況を村監督員に毎月報告する他、村から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

施工者は、工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。

施工者は、村による検査に先立ち自主検査を行うこと。

施工者は、引渡し後 6 か月、1 年、2 年後にかし点検を行うこと。